平成２２年（フ）第１００号
山梨県都留市川茂914番地
債務者　山本　照子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津2100番地１ハイツアルナージュ206
債務者　今村な美恵
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
山梨県都留市中央２丁目２番１号
債務者　管谷真紀子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
長野県東筑摩郡山形村4170番地５
債務者　赤堀　代巳
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７２３号
静岡県浜松市中区龍禅寺町357番地の11　浜松ダイカンプラザスポーツメント1203
債務者　遠山　美雪
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
熊本市水前寺１丁目７番20―908号
債務者　磯谷　絵美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９２号
山口市下市町８番１号　福間アパート２号
債務者　和嶋　深雪（旧姓伊藤・北島）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
山口県防府市大字新田925番地の２　県住Ｃ棟102号
債務者　川村　裕三
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
山口市平井578番地５　ブラウンＳ202号
債務者　片岡　孝俊
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８７号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目９番66―304号　エガロス・エリシャン
債務者　辻　　淳一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３号
栃木県足利市山川町11番地11　エレガシャレエ203
債務者　櫻田　百恵（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２６号
栃木県足利市末広町65番地
債務者　落合結布子（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２８号
栃木県足利市山下町957番地１、前住所栃木県足利市葉鹿町２丁目14番地５
債務者　竹沢　米子（旧姓小田中）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６９２号
静岡県浜松市東区子安町322番地の５　グリーンフラッツ子安101
債務者　長谷川幸男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
愛知県豊橋市新栄町字大溝59番地Ａ―107、従前の住所愛知県豊橋市西浜町20番地の14　201
債務者　久保田正勝
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６０号
熊本県八代市郡築七番町138番地５
債務者　勝田　成人
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部